

標 題：

リベリア政府による

“1981改正 SOLAS”の解釈等

NK テクニカル インフォメーション

No. 42

昭和60年10月21日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この程、リベリア政府から、“1981改正 SOLAS”の条文解釈等について通知がありました。解釈等のうち防火構造関係の条文に対する解釈は、IMOにて採択された解釈と同じものであり、これらは、弊会の“鋼船規則等の検査要領”に取り入れられておりますので、その他の条文に対するリベリア政府の解釈を御参考までに以下に示します。なお、各解釈に対する適用対象については、注を御参照願います。

記

* 1. II-1/1.2 規則 (“1981改正 SOLAS” 第II-1章第1.2 規則) “現存船の定義”

“1981改正 SOLAS”の適用上、“現存船”は1984年9月1日より前にキールが据えつけられるか同等の建造段階にあり、かつ1987年9月1日より前に引渡しが完了する船舶をいう。

*** 2. II-1/36規則, “騒音に対する保護”

機関区域内的の機関による騒音の許容水準は各主管庁が定めることになっている。

リベリア政府の推奨する許容水準は IMOの決議 A.468 (XII) である。

3. IV/10(h) (iv), 16(e) (ii)(iii) 規則 “無線電話緊急信号自動発生装置”

3.1 1986年9月1日より前に船舶に取付けられる無線電話緊急信号発生装置は自動的に信号を発生する装置である必要はない。

** 3.2 1984年9月1日以後、船舶に取り付けられる無線電話緊急信号自動発生装置の技術特性はIMO決議 A.421 (XI) に適合したものであることが望ましい。

4. IV/17(d)(f)規則 “VHF無線電話設備”

** 4.1 VHF設備は、少なくとも次の channels を有していること。

- (1) 遭難、安全及び呼出し用チャンネル (CH.16)
- (2) 船間用チャンネル
- (3) 港務通信用チャンネル
- (4) 船舶通航通信用チャンネル

更に、寄港国政府の要求するチャンネルも備っていること。

4.2 (1) VHF設備は Extension cord 付の電話型 hand set により Bridge wingで通信操作できること。但し、代替として船間通信用のチャンネルを装備した携帯用VHFを備えても良い。

*** (2) 操舵室の中心線から Bridge wingの端までの距離が10m 以上の船舶は、船橋両翼の端にVHF送受話器ケーブル及びそのレセプタクルを固定して備え通信操作ができること。

* 5. V/12(h)規則“レーダー”

SOLAS 74に定める1,600GT 以上の新船に備えられているIMO決議 A.222に適合しているレーダーはそのまま使用して差支えない。

但し、少なくとも1つのレーダーは、外部拡大することなく、有効直径250mm の display を備える必要がある。

6. V/12 (m) “舵角及びプロペラ回転速度及びピッチ角及び作動状態を示す表示器”

6.1 操舵室の中心線から Bridge wingの端までの距離が10m を超える船舶は、

- (1) 船橋両翼の端から舵角、プロペラ回転速度、更に、可変ピッチプロペラ、横スラストプロペラを有する場合には、そのピッチ及び運転状態を示す表示が確認できるような表示器が設置されていること。
- (2) 操舵室と船橋両翼の間に双方向通信システム (talk back 通信システム) が備わっていること、これは Walkie / talkieでもよい。

*** 6.2 操舵室の中心線から、Bridge wing の端までの距離が10m 以上の船舶において、遠隔操船設備を船橋両翼に設置する場合には当該設備に機関、bow thruster、舵及び汽笛の管制器並びに舵角及び水深指示器、船の内外の通信システム、モールス信号燈のキーが組込まれていること。

注：適用

*印を付した項目：“1981改正 SOLAS”に対する現存船に適用

**印を付した項目：“1981改正 SOLAS”に対する新船あるいは、1984年9月1日以降
設置される航行設備に適用

***印を付した項目：1985年10月15日以降キールが据え付けられるか又はこれと同等の
建造段階にある船舶に適用

無 印：全船に適用

敬 具

VOID